

○北上地区消防組合条件付一般競争入札要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、北上地区消防組合（以下「組合」という。）が発注する工事の入札にあたり、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札を実施することについて、北上地区消防組合財務規則第2条の規定により、その例によることとしている北上市契約規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「条件付一般競争入札」とは、参加資格をあらかじめ公告して参加希望者から参加申請書の提出を受け入札後に落札候補者に対し資格審査を行い、落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第3 条件付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は設計金額が500万円を超える工事とする。

2 前項規定にかかわらず、緊急を要する工事、施行上特殊な専門的技術（特許工法等を含む）を要する工事、その他管理者が条件付一般競争入札に適さないと認める工事は、対象工事としない。

(入札参加資格)

第4 入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 組合の競争入札等参加資格台帳に登録されていること。
- (2) 参加希望営業種目として北上市または、西和賀町の工事該当種目に登録されていること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。
- (5) 対象工事の現場に建設業法第19条の2に定める現場代理人及び建設業法第26条に定める主任技術者等必要な人員を配置できること。
- (6) 組合構成市町（北上市、西和賀町）建設工事等の指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

2 前項の規定に掲げるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに管理者が定める。

3 一方の会社の代表取締役又は代表者が、他方の会社の代表取締役又は代表者を現に兼ねている場合、これらの複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

4 条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)が開札までに第1項のいずれかに該当しないことになった場合は、当該入札に参加できないものとする。

(入札の公告)

第5 管理者は、対象工事について、入札公告(様式第1号。以下「公告」という。)を行い、その周知を図るものとする。

2 公告は、組合ホームページ及び管理者が適当と認める媒体に掲載するとともに、契約担当においても縦覧に供する。

(設計図書の縦覧)

第6 入札参加希望者は、対象工事の仕様書、図書及び積算参考資料(以下「設計図書等」という。)を公告で指定する期間・場所において縦覧するものとする。

(入札の参加申請)

第7 入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加申請書(様式第2号。以下「参加申請書」という。)を公告に定める期間内に管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、参加申請書を提出した入札参加希望者の等級別区分、所在地、指名停止措置等の有無等の基本的な確認を行い、入札参加資格がないと認められるときは、受理しないものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第8 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、文書、ファックス又は電子メールにより、提出期限までに質問書(様式第3号)で管理者に申し出ることができる。

2 前項の質問書に対する回答は、公告に明示する期間中、回答書(様式第4号)を組合ホームページに掲載するものとする。

(入札書記載金額)

第9 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 金額は、アラビア数字を用い、頭部に余白が生じないよう「¥」を記入するか、使用印を押印すること。

(入札の不参加)

第10 参加申請書を提出した後、入札参加者がやむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札辞退書(様式第5号)を提出しなければならない。管理者は、入札参加者の申出を受けて不参加を承諾できるものとする。

(入札の執行)

第11 初度の入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、3回を限度とし再度入札を行うものとする。ただし、再度入札を行っても落札しない場合は、入札は不調とする。

(入札書等の提出方法)

第12 入札参加希望者は、公告で指定する日時及び場所に、入札書(様式第6号)を持参し職員の指示により管理者へ提出しなければならない。

2 入札参加希望者の代理人が入札をする場合は、入札前に委任状(様式第7号)を管理者へ提出しなければならない。

(入札書の無効)

第13 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(開札)

第14 開札は、公告で指定する日時及び場所において、入札の終了後、直ちに入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(落札候補者の決定)

第15 開札の結果、無効とされない入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ北上市低入札価格調査取扱要領による調査基準価格を下回る価格をもって入札した者がいない場合は、調査基準価格を上回る価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者を落札候補者とする。

2 前項の落札候補者が複数となった場合は、直ちにくじを引かせ落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きを辞退することはできない。

3 第1項に関わらず、開札の結果、無効とされない入札を行った者で、予定価格の制限範囲内で、失格基準価格を上回り、かつ調査基準を下回る価格をもって入札した者が、最も低い価格の場合は、落札候補者の決定を保留した上で、北上市低入札価格調査取扱要領による調査を実施する。調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められたときは、当該最低価格入札者を落札候補者とする。

4 管理者は、落札候補者が決定したときは、直ちにその旨を落札候補者に通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第16 落札候補者は、第15第4項の通知を受けた後直ちに、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第8号)を次に掲げる書類とともに管理者へ提出しなければならない。

- (1) 建築業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
- (2) 建設業許可証の写し
- (3) 技術者配置調書(様式第9号)

(4) その他管理者が必要と認める書類

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第17 開札結果後、落札候補者に対し入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、速やかにその旨を条件付一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第10号)により通知するものとし、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者(同価格入札者が2人以上あるときは、くじにより定めた者。以下「次順位入札者」という。)を落札候補者とみなして、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認めるときは、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めるときは、この項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(落札者の通知)

第18 管理者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第19 入札保証金は、北上地区消防組合財務規則第2条の規定によりその例によることとしている北上市契約規則第4条、第5条、第6条、第7条に定めるところによるものとする。

2 契約保証金は、規則第23条、第24条、第25条、第26条に定めるところによるものとする。

(入札の無効等)

第20 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札権限を有する者の記名押印をしていない入札
- (5) 同一の案件に対する同一の者の2通以上の入札
- (6) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認める入札
- (7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 入札担当職員の指示に従わない者又は入札会場の秩序を乱す者のした入札
- (9) 入札者が定刻までに投函をしない入札
- (10) その他入札に際し、不正、不誠実な行為があると認められた入札

(公正な入札の確保)

第21 入札参加資格者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵

触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 入札参加者が2者に満たないときは、入札を延期する。管理者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(契約書の作成及び締結)

第22 落札者は組合から交付された契約書案を熟読のうえ記名押印し、落札者決定の日から7日以内に、これを組合に提出しなければならない。なお、契約書の交付の日及び契約締結日は、入札会場において指示する。

(入札結果等の公表)

第23 入札結果は、落札者の決定後に、組合ホームページに掲載する。

(下請契約)

第24 落札者が工事の一部を下請けさせた場合には、下請調書を組合に提出しなければならない。

(配置技術者等)

第25 契約締結後、配置技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

(その他)

第26 入札参加者は、関係法令、この公告及び設計図書等について十分留意のうえ、入札すること。

2 入札をした者は、入札後、この公告及び設計図書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

3 その他必要事項は、地方自治法、北上地区消防組合財務規則第2条の規定によりその例によることとしている北上市契約規則及びその他関係法令の規定するところによる。

(補則)

第27 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附則

この要綱は平成31年4月25日から施行し、施行日以降に行われる公告及び指名通知に係る契約から適用する。